

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本格的な人口減少・超高齢社会に加え、北陸新幹線福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道の全線開通により、高速交通体系が整備され、交流人口の一層の拡大が見込まれるなど、今後、本県を取り巻く環境は大きく変化していく。こうした中、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るためには、身近な問題である交通安全の確保が重要な要素になっている。

これまでも、交通安全基本法に基づき、本県では、昭和46年以降、10次・50年にわたる「福井県交通安全計画」を策定し、関係行政機関、関係民間団体等が一体となって交通安全対策を強力に実施してきた。

しかしながら、依然として県内の交通情勢は厳しく、さらなる対策の推進が必要となっており、人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会をつくらなければならない。

そこで、交通死亡事故および重傷事故を減少させ、「安全で安心な交通安全福井」の実現を目指すために本計画を策定する。

2 計画の性格

この計画は、国の第11次交通安全基本計画に基づき、福井県交通安全対策会議が策定するもので、福井県および福井県を管轄する国の指定行政機関等が講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

また、市町が策定する交通安全計画の指針となるものである。

3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。